

(記号番号)

令和 年 月 日

殿

税務署長 _____ (印)

業務等の改善命令の通知書

貴組合（会）が、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 42 条（第 82 条）の規定に基づき実施する事業の業務（会計）に関して、酒類業組合法第 91 条第 1 項の規定により検査を実施した結果、下記事項について、法令（定款）に違反していると認められたので、令和 年 月 日までに是正すべきことを、酒類業組合法第 89 条第 1 項の規定に基づき命じます。

本通知書において命じた事項については、検査を実施した範囲で把握したものであり、貴組合（会）においては、業務（会計）のすべてについて点検し、不適切なものがあれば是正するとともに、これらの事項についての是正策を令和 年 月 日までに提出してください。

記